
関東運輸局、「ペーパー車検」行った事業者処分

Edited By LogisticsToday On 2020/02/17



関東運輸局はこのほど、さいたま市見沼区の大宮菊地自動車商会に対し、自動車分解整備事業と指定自動車整備事業の認証・指定取り消しおよび自動車検査員の解任命令を発出したことを発表した。

同社は、点検・整備・検査をまったく実施していない自動車に保安基準適合証を交付する、いわゆる「ペーパー車検」を356台に実施しており、この件で警視庁が検察庁に送致している。

関東運輸局は、同社が不正車検を行った疑いがある自動車のうち、点検・整備・保安基準適合性の確認が行われていないおそれのある270台については、希望するユーザーに無料で保安基準適合性の確認を実施する旨の通知を行うという。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/367601>

Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.